



～お葬儀屋さんのひとりごと～

墓じまい？散骨？やむを得ず遺骨を処分しなければならない場合の対処方法

遺骨を処分しなければならない場合とは、お墓の納骨室がいっぱいになってしまった、お墓を継ぐ人がいないから墓じまいをするといったケースです。特に墓じまいでは、納めておくお墓自体がなくなるので、納骨された遺骨の処分は欠かせません。いざというとき慌てないよう、遺骨を処分する際の注意点、ケース別の処理方法などについて紹介します。



遺骨のまま捨てるのは犯罪？

遺骨の取り扱いについては、法律でも決まりがあり、勝手に遺棄したり埋葬することは禁止されています。

死体や遺骨、遺髪または棺に納めてある物を、損壊や遺棄、領得した場合、3年以下の懲役刑が科せられます。また、墓地以外の区域に埋葬または焼骨の埋蔵を行ってはならないと定められており、違反者は、罰金や拘留、科料など処罰の対象となります。

■ お墓に埋葬された遺骨の場合

お墓の納骨室（カロート）は、広さにより入れられる骨壺の数が決まります。容量を超えるとそれ以上骨壺が入らないため、古い遺骨を土に埋めるなどして、納骨室を空ける必要があります。納骨室のつくりはさまざまですが、底が土になっている場合など、先祖代々のお墓の場合では、五十回忌を迎えた古い遺骨から順に取り出し、細かく砕いて、納骨室の土へ埋める方法が多いようです。納骨室がコンクリートなどで囲まれている場合は、古い遺骨を砕いて、ひとつの骨壺にまとめるという方法もあります。

■ 墓じまいをする遺骨の場合

寺院や霊園には合祀墓などが併設されていることが多く、墓じまいの際は、希望があれば遺骨を合祀できます。その場合は、寺院の住職や霊園管理者へ必要な手続きを確認しましょう。現在あるお墓が自宅から遠い場合など、自宅近くの寺院や霊園の永代供養墓などへ遺骨を移すこともあります。ほかの墓地や霊園に遺骨を移す場合は、墓地や霊園、現在お墓のある市町村の役場の手続きが必要になるので、事前に確認して必要な書類を用意しましょう。

■ お墓がない場合、無縁仏の場合

さまざまな理由でお墓がない方や、お墓を持たないという選択をする方もいます。また、連絡を取ったこともない遠い親せきが亡くなったなど、突然、自治体から遺骨の引き取り依頼が来るケースもあります。この場合は、合祀墓などに埋葬するのが一般的ですが、散骨という方法もあります。

散骨は遺骨を粉碎し、海などに撒く埋葬方法のこと。海に散骨する海洋散骨が一般的ですが、山林散骨などもあります。一部の市町村では、条例で散骨を禁止している場合もあるので、住んでいる地域が散骨を認めているかどうか、前もって調べておきましょう。最近では、粉骨代行業者や散骨代行専門業者も増えており、インターネットサイトなどから依頼することができます。

まとめ

最近はお墓を持たずとも、さまざまな供養方法が選べるようになりました。供養にはお墓や作法が重要になることもありますが、何よりも故人を偲ぶ気持ちが大切です。そのうえで、自分のライフスタイルに合った弔い方を選ぶこともポイントになります。